

株主各位

2024年8月6日

名古屋市東区泉二丁目28番23号
株式会社グッドスピード
代表取締役社長 加藤 久統

株式等売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第179条第1項に規定する特別支配株主である株式会社宇佐美鋳油（以下「宇佐美鋳油」といいます。）から、2024年8月6日付で、会社法第179条の3第1項の規定に基づき、当社株主の全員（但し、宇佐美鋳油及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を宇佐美鋳油に売り渡すことの請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）及び2019年11月13日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された第2回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年1月1日から2027年12月31日まで）の保有者の全員（但し、宇佐美鋳油を除きます。以下「本売渡新株予約権者」といいます。）に対し、その保有する本新株予約権（以下「本売渡新株予約権」といいます。）の全部を宇佐美鋳油に売り渡すことの請求（以下「本新株予約権売渡請求」といい、本株式売渡請求と総称して「本売渡請求」といいます。）を行うことを決定した旨の通知を受領し、2024年8月6日付の当社取締役会において本売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）第161条第2項及び会社法第179条の4第1項の規定により公告いたします。

1. 特別支配株主の氏名又は名称及び住所

名称：株式会社宇佐美鋳油

住所：愛知県津島市埋田町一丁目8番地

2. 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）

該当事項はありません。

3. 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額又はその算定方法及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号及び第3号）

宇佐美鋳油は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」とい

います。)として、当該本売渡株主が所有する本売渡株式1株につき850円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

4. 本新株予約権売渡請求に関する事項(会社法第179条の2第1項第4号)

(1) 特別支配株主完全子法人に対して本新株予約権売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称(会社法第179条の2第1項第4号イ)

該当事項はありません。

(2) 本新株予約権売渡請求により本売渡新株予約権者に対して本売渡新株予約権の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項(会社法第179条の2第1項第4号ロ及びハ)

宇佐美鉱油は、本売渡新株予約権者に対し、本売渡新株予約権の対価(以下「本新株予約権売渡対価」といいます。)として、当該本売渡新株予約権者が所有する本売渡新株予約権1個につき1円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

5. 特別支配株主が本売渡株式及び本売渡新株予約権を取得する日(以下「取得日」といいます。)(会社法第179条の2第1項第5号)

2024年8月27日

6. 本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の支払のための資金を確保する方法(会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号)

宇佐美鉱油は、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の全てを宇佐美鉱油の現預金により支払うことを予定しています。宇佐美鉱油は、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を保有しております。

7. その他の本売渡請求に係る取引条件

本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿及び新株予約権原簿に記載又は記録された本売渡株主及び本売渡新株予約権者の住所又は本売渡株主及び本売渡新株予約権者が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付するものとします。

但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により(但し、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の交付について宇佐美鉱油が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)、本売渡株主に対する本株式売渡対価、及び本売渡新株予約権者に対する本新株予約権売渡対価を交付するものとします。

以上